

TEPCO

# 口座振替割引 (選択約款)

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社



# 料金その他の供給条件の内容

## 口座振替割引

### 1 目 的

この選択約款は、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）による料金の支払いを促進することによって、営業費の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

### 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、変更後の選択約款の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、変更後の選択約款の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更後の選択約款の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の選択約款の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

### 3 適用範囲

選択約款の時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕, 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕, 季節別時間帯別電灯, ピーク抑制型季節別時間帯別電灯, 時間帯別電灯〔夜得プラン〕, 時間帯別電灯〔朝得プラン〕, 時間帯別電灯〔半日お得プラン〕, 曜日別電灯, 低圧高負荷契約, 農業用低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B, 第2深夜電力または融雪用電力として電気の供給を受け, 料金を口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで, かつ, この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

### 4 契約の成立

口座振替割引は, お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し, お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

### 5 料 金

各月の料金は, 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕, 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕, 季節別時間帯別電灯, ピーク抑制型季節別時間帯別電灯, 時間帯別電灯〔夜得プラン〕, 時間帯別電灯〔朝得プラン〕, 時間帯別電灯〔半日お得プラン〕, 曜日別電灯, 低圧高負荷契約, 農業用低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B, 第2深夜電力または融雪用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし, 当該月における口座振替割引額は, 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕, 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕, 季節別時間帯別電灯, ピーク抑制型季節別時間帯別電灯, 時間帯別電灯〔夜得プラン〕, 時間帯別電灯〔朝得プラン〕, 時間帯別電灯〔半日お得プラン〕, 曜日別電灯, 低圧高負荷契約, 農業用低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B, 第2深夜電力または融雪用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また, その1月の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は, 当社は, 次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月

の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

1 契 約 に つ き	55円
-------------	-----

## 6 そ の 他

- (1) 当社は、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、この選択約款による契約を終了することがあります。
- (2) その他の事項については、特定小売供給約款，時間帯別電灯[夜間8時間型]，時間帯別電灯[夜間10時間型]，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，時間帯別電灯[夜得プラン]，時間帯別電灯[朝得プラン]，時間帯別電灯[半日お得プラン]，曜日別電灯，低圧高負荷契約，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力B，第2深夜電力または融雪用電力に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

### 2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における口座振替割引額の料金率については、5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	54円
-------------	-----

### 3 選択約款の変更にかかわる取扱い

2（選択約款の変更）(1)，(2) および(3)は、附則1（実施期日）にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次のとおりといたします。

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。